

東京大学新領域創成科学研究科事務分掌規程

平成 22 年 4 月 1 日制定

(組織)

第 1 条 新領域創成科学研究科事務部に次の 5 チームを置く。

- (1) 総務チーム
- (2) 教務チーム
- (3) 予算・決算チーム
- (4) 研究交流チーム
- (5) 契約チーム

(所掌事務)

第 2 条 総務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 教授会その他の会議に関する事。
- (3) 儀式及び行事に関する事。
- (4) 文書類及び郵便物の接受、配付、発送及び保存に関する事。
- (5) 概要、要覧等の刊行に関する事。
- (6) 規則の制定及び改廃に関する事。
- (7) 教職員の人事関係（柏地区共通事務センター人事チームの所掌に属する人事手続き及びデータ投入を除く。）に関する事。
- (8) 教職員の採用可能数管理に関する事。
- (9) 職員の勤務時間管理に関する事。
- (10) 職員の出張及び海外渡航に関する事。
- (11) 各種委員会委員の委嘱・教職員の兼業に関する事。
- (12) 情報公開及び情報セキュリティに関する事。
- (13) 非常勤講師、R A の委嘱に関する事。
- (14) 研究科長室の秘書業務に関する事。
- (15) 安全衛生に関する事。
- (16) 防火及び防災に関する事。
- (17) 各種研究員の受入に関する事。
- (18) 安全保障輸出管理に関する事。
- (19) 研究倫理教育に関する事。
- (20) ライフサイエンス研究、研究倫理審査申請に関する事。
- (21) その他他のチームに属さない事務を処理に関する事。

第 3 条 教務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教務関係の諸会議に関する事。
- (2) 学生の入学、進学、休学、退学、修了その他の身分関係に関する事。
- (3) 入学、学期、学年、修了等の試験に関する事。
- (4) 教育課程及び授業時間割に関する事。
- (5) 学生の学籍及び成績原簿に関する事。
- (6) 学位論文審査手続き等に関する事。
- (7) 外国人留学生に関する事。(国際交流室が担当するものを除く。)
- (8) 学生の各種証明書の発行及び交付に関する事。
- (9) 研究科組織・制度の新設及び改廃に関する事。
- (10) 学生の就職支援に関する事。
- (11) 日本学生支援機構及び各種奨学団体の事業に関する事。
- (12) 学生の授業料・入学料の免除、徴収猶予及び分納に関する事。
- (13) その他学生の教務及び厚生補導の事務処理に関する事。

第4条 予算・決算チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算案の作成及び配分に関する事。
- (2) 概算要求事業計画及び関連資料の作成に関する事。
- (3) 学内予算要求事業計画及び関連資料の作成に関する事。
- (4) 月次決算及び年度決算関連資料の作成に関する事。
- (5) 部局間振替に関する事。
- (6) 会計の監査に関する事。
- (7) 授業料等債権管理に関する事。
- (8) 予算に係る会議に関する事。
- (9) その他予算・決算の事務処理に関する事。

第5条 研究交流チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 科学研究費補助金及び各種助成金の申請並びに報告に関する事。
- (2) 受託研究及び共同研究の契約並びに報告に関する事。
- (3) 寄附金の受入に関する事。
- (4) 寄付講座の設置等に関する事。
- (5) 発明・特許に関する事。
- (6) 日本学術振興会各種事業に関する事。
- (7) その他研究交流の事務処理に関する事。

第6条 契約チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品の購入、賃貸借及び役務等の契約(図書に関するもの及び柏地区共通事務センター施設チームの所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (2) 固定資産の管理(不動産及び図書を除く移管・処分。)に関する事。
- (3) その他契約の事務処理に関する事。

(職員)

第7条 各チームにチームリーダーを置く。チームリーダーはチームの事務を整理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 施行日において、この規程の改正前の専門員、専門職員及び主査については、当分の間、改正後の同規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。